

平成29年度第1回  
東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会

平成29年5月18日（木）  
新宿NSビル3階 3-A会議室

午前10時25分開会

○事務局 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、平成29年度第1回「東京都多重債務問題対策協議会 貸金業部会」に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

私は貸金業部会の事務局を担当しております産業労働局金融部貸金業対策課の鈴木でございます。本日はよろしくお願いたします。

少し定刻より早いですけれども、皆さんおそろいですので、これより議事に入らせていただきたいと思います。

まず議事に入ります前に、部会長でございます金融部長の山巻から一言御挨拶申し上げます。

○山巻部会長 皆さん、おはようございます。

お忙しいところ御参集賜りまして、ありがとうございます。また、日ごろから都政につきまして格段の御理解と御協力を賜りまして、この場をおかりして御礼申し上げます。

加えまして、闇金融対策ですとか多重債務問題の解決、防止に向けた多大なる御尽力を賜りまして、これも重ねて御礼を申し上げたいと思います。

本日は限られた時間ではございますけれども、活発というか、忌憚のない御意見の交換ができればと考えております。

この場をおかりしまして、東京都の取り組みにつきまして少々お話をさせてください。

平成14年度が貸金業者のピークでございまして、約7,000業者ございました。それが、この3月末現在で566業者ということで、激減と言っていいのではないのでしょうか。かなり減っているという状況でございます。

それにあわせまして、闇金融に関するものも含めた相談、それから苦情の件数も減少傾向にございますけれども、昨年度でもやはり3,000件を超えている。そのうちの約3分の2が登録業者に関するものでございまして、この業者は登録されているかというような、あるいはこういうことになってしまったのだけれども、この業者はどういう業者なのだというお問い合わせで、かなりの部分が闇金だったりするわけでございます。

こういう状況の中でございますけれども、今年度もまた、闇金の被害防止に向けたさまざまな啓発活動に向けて、私ども、取り組んでまいりたいと考えております。皆様の力を借りながら、関係各機関との連携を図りながらやってまいりたいと思います。

詳しくは後ほど担当から御報告を申し上げますが、一都三県の合同キャンペーンは、例

年どおり6月と11月に新宿駅西口のイベントホールにおきまして開催をいたします。

そのほかの啓発活動でございますけれども、資金需要の高まります年末を控えた11月を、例年どおり「ヤミ金融被害防止強化月間」と位置づけまして、合同キャンペーンとあわせて、地元の警察署などと連携をとりまして、集中的に展開をしてみたいと考えております。

他方、貸金業者に対する取り組みでございます。こちらは登録更新時あるいは新規登録の時期を捉えまして、業者を集めて研修を行って、適正な業務につきましても啓発を行ってまいりましたが、こちらのほうも、今年度も着実に実施をしていきたいと考えています。

また、悪質な業者につきましては、引き続き法令に基づきます検査、監督、それから行政処分を厳格に行ってまいりたいと考えております。

今後とも関係機関の皆様と強固に連携をしまして、取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本日の出欠でございますけれども、生活文化局消費生活部特別機動調査担当課長の高綱委員が所用のため御欠席ということになってございます。

それでは、今年度1回目の開催ということもあり、また、委員の交代もございましたので、委員の皆様全員から、冒頭、所属と役職、それからお名前の御紹介をいただきたいと思っております。

誠に申しわけないのですが、鈴木委員から座席順に、次は鎌田委員の順で自己紹介をお願いしたいと思います。

○鈴木委員 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会川の手市民の会の事務局長をしております鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会専務理事の鎌田です。よろしくお願いいたします。

○田中委員 東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井特別検査担当課長 貸金業対策課の特別検査担当の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺澤委員 貸金業対策課長の寺澤でございます。よろしくお願いいたします。

○山巻部会長 改めまして、金融部長の山巻と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川目代理委員 警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課の山田の代理で参りました川目と申します。よろしくお願ひいたします。

○三谷委員 警視庁生活安全部生活経済課金融犯罪対策室長の三谷と申します。よろしくお願ひいたします。

○平藤代理委員 関東財務局東京財務事務所理財第4課長の平藤でございます。

本来であれば所長の倉林が出席のところですが、業務の都合がありまして、私が代理で出席させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○遠藤委員 日本貸金業協会の相談・紛争解決センターの遠藤と申します。

前回までは黒岩が参加させていただいておりましたが、4月から異動になりましたので、今後は参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、早速議事に入りたいと思います。

以後の議事進行は、山巻部会長にお願ひしたいと思います。

○山巻部会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から本日の配付資料につきまして御説明をさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○事務局 早速ですけれども、お手元の資料につきまして、確認させていただきたいと思っています。

上から順に「会議次第」「出席者名簿」「座席表」

資料1 平成28年度下期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」の実施結果について

資料2 平成29年度の啓発宣伝事業（案）について

資料3 平成29年度上期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」（案）について

資料4 東京都の貸金業対策の状況について

それから、各団体様から配付された資料としまして、日本貸金業協会様からいただいた「平成28年度『相談・苦情・紛争解決受付状況』」、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会様から「センター・相談室別電話相談・新規カウンセリング件数推移（H28年度3月末現在）」ということで、以上、資料が6種類となります。よろしいでしょうか。

不足の場合は事務局までお申し出いただきたいと思いますのですが、大丈夫でしょうか。

○山巻部会長 それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと存じます。

議事の（１）「啓発宣伝事業について」、東京都産業労働局の金融部、寺澤委員から説明をお願いします。

○寺澤委員 では、説明させていただきます。着席のまま失礼させていただきます。

まず、資料１で「平成２８年下期『一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン』の実施結果について」御報告いたします。

キャンペーンにつきましては、昨年度１１月１５日、１１時３０分から１６時３０分まで西口イベントコーナーで実施いたしました。

今回、御出席の皆さんの御協力によりまして、例年どおり無事に行うことができました。この場をかりまして、改めて御礼申し上げます。

実施内容につきましては、弁護士、司法書士による無料法律相談。

ファイナンシャルプランナーによる無料家計相談。

参加機関による啓発資料の展示、パネル、DVD等の放映、パンフレットの配布等を行っております。

それから「ヤミ金融被害等防止に関する落語」を、20分で2回行っております。

さらに、一都三県と警視庁のマスコットによるPR、ボールペンの配布3,000個を行いました。

また、キャンペーンにつきましてはの広報の状況でございますが、特に昨年度につきましては、都営バスのラッピングバスにつきましては3台ということで、一昨年度より強化した形で行っております。

内容につきましては記載のとおりでございます。

引き続きまして、キャンペーンのアンケートの状況でございます。

来場者につきましては、おおむね一都三県ということで記載しておりますけれども、東京都が多いといった状況になってございます。場所柄もありまして、そういった状況かなと思います。

「年齢」につきましては、60歳以上の方が多くなってございます。平日の時間帯なども影響しているのではないかなと思っております。

「職業」につきましては、場所、開催時期から会社員が多く、それから、また年齢構成等も含めまして高齢者年金受給者の来場者も多いといった状況になってございます。

「貸金業利用経験」につきましては、例年と同じく「ない」という方のほうが圧倒的に多い状況でございます。

「ヤミ金融の被害の認知」でございますが、こちらも法改正以前、多重債務等、その他、かなり社会問題化されたこともありまして「聞いたことがある」といった方が非常に多い状況ではないかと思っております。

「ヤミ金融認知媒体」につきましては、一般的には立て看板、チラシ等が街中にありますので、そういったものを通じて認知をしているといった状況かと思っておりますが、「ない・無回答」というのも40%あるので、この辺については、どのような状況なのかというのは引き続き注視していかなければならないところかと思っております。

「広告媒体の認知率」については「広報東京都」、それから先ほど言いました「電車（駅含む）やバスでの広告」が非常によく効いているのかなと思っておりますので、引き続きそういうところを中心にやっていきたいと思っております。

「キャンペーンの感想」については「まあまあ良かった」ということが大半を占めているといった状況でございます。

こちらにつきましては、皆様からのアンケートの結果も含めまして、改善できるものは引き続きいろいろ工夫をしていきたいと思っております。

アンケートの内容の中では、各県のブース、それから、いろいろな掲示物がございます。その辺のところキャラクターとの連動性を含めて工夫できれば、より見てくれる人がいるのではないかといった意見もございましたので、着ぐるみによるPRについては集客力が非常に強いということもございますので、今年度については、その辺も含めてPRを少し工夫してみたいと思っております。

昨年度はボールペンを配布物として配ったのですが、これについてはなかなか人気が高かったということで、引き続きこちらについては利用させていただきたい。また、配布方法等につきましても、今ありましたゆるキャラ等を使って、より効率的に、効果的に配布していきたいと思っております。こちらにつきましても、昨年度に加えて、少し工夫を加えていきたいと思っております。

昨年度、私も初めてこちらに参加しまして、想定以上にゆるキャラの集客力が非常に高い、また、同じPRのものを配るのも、そういうものと一緒に、セットで配ったほうが、よりインパクトがあって効果的に配れるのではないかと思っております。効果的な配布も含めて考えていきたいと思っております。

続きまして、資料2「平成29年度の啓発宣伝事業（案）について」ですが、今年度も引き続きまして、6月15日に上期の「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を実施いたします。

それから、台東区への出展も今年度は引き続き計画してございます。

また、区部で新たな出展を現在予定しておりまして、10月下旬ごろの区部での出展につきまして、現在、調整中でございます。

幅広くキャンペーンの浸透を図っていきたいということで、限られた予算の中ではございますけれども、新たな展開を試みていきたいと考えてございます。

それから「ヤミ金被害防止強化月間」としましては、昭和記念公園、新橋S L広場、下期のイベントコーナーでの合同キャンペーンを引き続き行ってまいります。

また、一都三県の中の千葉県さんが行っております街頭宣伝への協力を行っていくといった状況でございます。

資料3です。

来る6月15日に行う内容でございますが、こちらにつきましては、今、申し上げましたけれども、引き続き記載のとおりやっていきたいと思っております。また、ここにお集まりの関係の皆様のお協力のもと、やってまいりたいと考えてございます。

その中では、昨年度のアンケート結果を踏まえた形で、工夫できるものは工夫して、より効果的な実施方法で実施したいと考えております。

引き続きの御協力のほど、よろしく願いいたします。

私から、簡単ではございますが、資料1～3につきまして御説明させていただきました。

○山巻部会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等があれば、御発言をお願いいたします。

広報なのですけれども、被害者とか被害の予備軍の方たちが一体どこにいるのか。どうやったらその方たちに訴求できるのかという、そのあたり何か、今回、資料1の中の一番下の6のところ、こういう広報をやりましたということを書き記しておりますけれども、もっとこんなところで、こういうことをやったほうがいいのではないかみたいな御意見があれば、アドバイスをいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

もし後日でも思い浮かんだら、ぜひお寄せいただければと思います。こういうのは知ってもらって何ぼの世界だと思しますので、ひとりよがり発信だけはしているというようにはなりたくないのです、ぜひアドバイスをお願いしたいと思っております。

それでは、もし何かあれば後ほど伺いする機会もございますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に「(2) 各団体からの報告について」に移らせていただきます。

まず、日本貸金業協会からの報告について遠藤委員にお願いしたいと思います。

○遠藤委員 実は6月14日が私どもの総会でございます、次の日にキャンペーンのほうに参加させていただきます。その日に「速報」を消したもので、30ページぐらいの年次報告書を出させていただきます。その速報版として、きょう、お持ちしたものでございます。

まず、28年度の受付につきましては、ちょっと見にくいのでございますが、2の表がございます。

表の左側に「27年度計」、右側に「28年度計」がございまして、見ていただいてわかるとおり、27年度は合計で3万3,000件あったところが、去年は2万3,000件ということで、1万件ほど減っております。

これの一番の要因は、ちょうど真ん中ぐらいに「業者向け問合せ」というのがございます。こちら先ほど言いましたとおり、この業者はどのようなのですかという問い合わせがあるということなのですが、そういう問い合わせ自体が各社のホームページとか明細書、リーフレット、パンフレット、各社様の宣伝といえますか、広報が行き届いておりまして、間違いだとか問い合わせが少なくなっているというのが一つでございます。

それと私どものホームページ、先ほどちょっと広報の話がありましたが、キャンペーンについても、もしよろしければ協会のホームページに出させていただきますというのも一つあるかと思ひます。そういったホームページを利用した啓発の形が功を奏しまして、非常に減っているというのが見えていただけると思ひます。

次のページに、今回の会議体にあります闇金の関係につきましても「1. 受付状況」の表の下の段のところでございますが、「多重債務関連相談」としまして「貸付自粛依頼・撤回」「返済困難」、その下に闇金融の被害がある方・ない方の電話を受け付けているのがございます。こちらにつきましても、少しではございますが減ってきております。

これもやはりキャンペーンもございまして、警察庁、金融庁の御協力をいただきまして、闇金融防止用のリーフレットを、法テラス様、消費者センター様、各都道府県の関係団体様等にも置かせていただいております、そういうものが消費生活相談員協会様の御協力を得まして、きょうは持って参りませんでした、黄色とか黒とか赤という非常に目立つ



色を使ったほうが良いという消費者団体様の意見がございまして、それで防止用のリーフレットをつくったことによって、大分減ってきているのではないかとということも感じているところでございます。

そのほか、相談内容とか多重債務関連につきましても、別に3ページに書かせていただいたり、4ページに「ヤミ金被害等に関する相談状況」ということで、最近、皆様のところも同じかもしれませんが、現金だけを要求するというのではなくて、現金以外の被害もふえているということがわかっておりまして、融資に関して希望しますと、携帯とかスマホとか、ひどい場合はキャッシュカード、通帳、印鑑など、そういうものを含めて送ったら融資をしますというような、現金以外に、最初にこういうものを受け取って、それを詐取した上で、現金の話をしてくるということも目立っておりますので、非常に注意を呼びかける必要があると思っております。

接触媒体につきましても、今はファックスが多いようでございますが、やはりインターネットもかなり増えてきておりますので、今回このようなものを掲載させていただいております。

そのほか、私どもでは、生活再建のカウンセリングを行っている状況など、今回は数行で済ませておりますが、実際には4ページぐらいで御披露する予定で考えておりますので、またできましたら、こちらのほうにお届けさせていただければと思っております。

あと「苦情」だとか、次の6ページは紛争状況です。ADRの関係でございまして、こういうものも受付をさせていただいておりますが、この中で今、一番多いのは、闇金とはちょっと関係ないかもしれませんが、カードを紛失して、それを利用してしまうという、海外旅行に行くだけではなくて国内でも、非常に多いのは12月、1月、3月、4月、ちょうど宴会が多いときに、酔ってしまって、電車の中、バスの中で財布を盗まれるということがございます。こちらについては警視庁様と協力させていただきまして、解決に当たるということもやらせていただいているところでございます。

7ページにつきましては、広報関係で講師派遣をさせていただいておりますが、今、一番多いのが社会福祉協議会様のほうから、生活再建支援の法律ができて3年、ちょうど4年目に入ります。その関係で、相談員の方々の研修ということで、聞き取る力と家計管理の力の研修ということで、大体4時間から、長いもので6時間という研修の依頼がございまして、そういったものにつきましても、詳しい内容は次の速報版以外のところで、また御披露させていただければと思っております。

このようなところを、きょうはちょっと御披露させていただきました。失礼いたしました。

○山巻部会長 ありがとうございます。

今、遠藤委員から御説明、御報告がございましたけれども、御質問、御意見等があれば御発言をお願いいたします。

それでは、また何かありましたら後ほどお時間をとらせていただきます。

次に、日本クレジットカウンセリング協会の御報告につきまして、鎌田委員、お願いいたします。

○鎌田委員 平成28年度の実績がまとまりましたので、お手元の資料をお配りしたわけです。

全体の数字と各拠点別の数字をグラフ化したものを資料としております。

全体のものが冒頭のグラフなのですが、一番左がピーク時の数字、それから、だんだん右へ最近5年間というようになっております。電話相談が赤い棒グラフなのですが、折れ線も赤がそうなのですが、ピーク時に比べまして、2016年度は大体3分の1の水準です。

ただ、延べカウンセリング件数は1回目、2回目、3回目と、カウンセリングの対象者について数を重ねていくわけですが、年間に何件やったかという全体の業務指標みたいな数字なのですが、これがピーク時に比べても6割程度にはとどまっているということで、相談者に対して丁寧にアドバイスをしてあげる窓口としての機能を果たしているのではないかと思います。

傾向として見ますと、昨年度2016年度は、2015年度に比べまして、微減傾向からやや持ち直して微増傾向になったという感じであります。

実は2016年度に相談室を3つ新設しておりますので、4月からさいたま、10月から岐阜と松山というように開設しましたので、そちらの効果もあって電話相談が微減にとどまり、あるいはカウンセリング関係の件数がむしろ増加したということになっております。

中でもさいたま相談室は結構大口でありまして、電話相談で200件ぐらい寄せられておりますので、その効果が結構大きかったのかなと思っております。

1ページの下の方のグラフが東京の状況なのですが、東京は全体の傾向よりはややよろしくて、この5年間は大まかに言うと横ばいの傾向かというように思います。

赤いグラフの電話相談は、ちょっと波打ちながらも減るような傾向ではあるのですが、

緑あるいは青のカウンセリング関係の指標は、むしろ右肩上がりになってきているという傾向があります。

このグラフとは関係ないのですが、最近まとめつつある資料では、2016年度のカウンセリングに来た人のプロフィールの統計をとっていきまして、男女比でいきますと、男性58.6%、女性41.4%ということで、大体6対4の割合というのはずっと変わらないような傾向です。

年齢層別でいきますと、30代、40代がそれぞれ25%弱ずつ、合計で50%弱のシェアを占めているという状況です。

相談者については、住宅ローンは抱えていないというか、持ち家なのか賃貸住宅なのか知りませんが、そういう人が92%程度ということで多い状況です。そういった人たちの一人当たりの債務件数あるいは債務額を見てみますと、債務件数が4.8件、これが去年は5.5件ありましたので、債務件数としては結構減っております。それから、債務額も280万円だったものが28年度には267万円と減ってはおります。減っておりますけれども、一件当たりの債務金額はむしろふえているという状況かと思えます。

借入れの原因なのですが、生活費の補填、失業・転職・収入減といった経済的な要因が上位を占めている。これは複数回答ですが、28年度の数字でいうと、生活費の補填が65.3%、失業・転職・収入減が48.5%という状況です。

男性の場合は、遊興・飲食・交際・ギャンブルといったものが多いのが特徴でございます。遊興・飲食・交際が男性は34.9%、女性は20.8%、ギャンブルが21.1%、女性は何と3.6%でかなり低いです。

女性のほうですが、従来、ぜいたく品・収入以上の買い物というのが結構高かったのですが、今年は下がっております。去年は25.5%だったのが20.8%ということで、堅実化したのかどうかは知りませんが、そういったようなところが28年度の特徴になっております。

御報告は以上です。

○山巻部会長 ありがとうございます。

ただいまの鎌田委員の御報告につきまして、御意見、御質問はありますか。

今の属性というか、男女比とか、そういうのだけではなくて、住宅ローンを借りていない人が92%おられて、それはどういうように理解したらいいのでしょうか。

○鎌田委員 なぜ統計をとっているかというのと、住宅ローンを抱えると債務金額が増えま

す。そこを峻別するというのと、あと持っている、持っていないで、持っていない人の現状というのはわかりませんが、現金、キャッシュで住宅を手に入れてという状況ではないはずなので、普通は、古い持ち家とか親から引き継いだ家とか、賃貸住宅に住んでいるという、そういう人たちが多重債務に陥っているという現状がわかるということです。

この住宅ローンを持っていない人の割合はじりじり増えています。そういう中で、金額自体は減ったけれども、一件当たりの債務金額は逆に増えたという感じです。

○山巻部会長 典型的な相談例などで、住宅ローンを組んで、だんだん返せなくなって、生活も苦しくなって、それでいろいろなところから借りることで、今度は住宅そのものを手放さなければならないような状況に陥って相談にみえるみたいなことが結構あったのですけれども。

○鎌田委員 そういう人は個人再生向きです。

○山巻部会長 そういうのは、実は数としては余り多くないということですか。

○鎌田委員 そうですね。うちは任意整理を中心にやっているということもPRしていますので、数としては多くないです。

○山巻部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○鈴木委員 ちなみに、私どもも住宅資金特別条項の個人再生をやるのですが、結構使い勝手がよくて、住宅ローンさえ遅滞していなければ救われますね。いろいろ法律の規定では、住宅ローンの巻き戻しとかいろいろあるのだけれども、実際に成功するのは住宅ローンをちゃんと返していて、ほかでつまづいている人を5分の1にカットしますから、それでかなり救われます。

○山巻部会長 そちらは期限の利益を失っていないくて、住宅ローンのほうがきちんと返済を続けていて。

○鈴木委員 巻き戻すという制度があるのだけれども、実際は無理なのです。

住宅ローンはある程度返していれば、それはかなり救われます。

○山巻部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見とかございますか。

また後ほど、フリーな時間を若干設けたいと思います。

それでは、次に財務省関東財務局東京財務事務所の平藤委員から、お願いいたします。

○平藤代理委員 東京財務事務所の平藤でございます。

皆様には日ごろから当事務所の財務・金融行政に御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をかりて御礼申し上げます。

資料等を用意していないので口頭での報告になりますが、よろしく願いいたします。

東京都内の関東財務局登録の業者数でございますけれども、29年3月末で110社でございます、1年前と比べるとマイナス2社という現状になっております。もちろん廃業とか更新をしなかった業者もおるのですけれども、新規登録した業者の中にはF i n T e c hを活用して貸金業を行うというような会社も新たに出てきておるところでございます。

新聞等でも報道されましたけれども、ソフトバンクとみずほ銀行が合弁会社を設立して、スマートフォンで手続きが完結するというような形で業務を、まだ実際には行っていないのですけれども、そういうような新しい形の貸金業者も出てきておるという状況でございます。

次に、闇金というか、無登録業者関係の話題になるのですけれども、先月話題になりましたインターネットオークションを利用した現金の出品ですが、現金をオークションなどに出して取引するということは、出品者が貸金業に、ネットオークションの事業者は貸金業の媒介に当たるおそれがあるということでございます。

取引は実質的にクレジットカードの現金化であるほか、マネロンの観点からも問題があると考えているところでございます。

続きまして、多重債務相談の関係でございますが、当事務所の平成28年度の相談件数は163人、319件という状況になっております。

昨年よりも件数で約12%増加しておるのですけれども、その増加の要因としては、従来は関係機関へリーフレットを送付して設置していただだけませんかということをお願いしておったのですけれども、お互い顔の見える関係を築くことが重要と考えまして、できるだけ相手先に訪問、持参する等、あらゆる機会を捉えて連携の重要性を説明して理解していただいたということで、若干自画自賛になりますが、その成果ではないかと考えております。

相談内容の特徴ですけれども、先ほど申し上げた28年度163人のうち、銀行カードローンの借入れがある人が71人で43%ということです。28年度から銀行カードローンの借入れがあるかどうかというのを相談内容から聞き出して調査し始めたのですけれども、そういう状況になっています。

銀行カードローンは総量規制対象外であり、昨今いろいろ話題になっておりますけれども、引き続き情報収集を行うとともに、銀行協会さんとか、信用金庫さん、信用組合さんへ、当所の相談窓口の周知徹底を図っているところでございます。

また、従来からの借り入れの中身の中でパチンコや競馬というのもままあったのですが、それに加えて投資セミナーとかFXによる多額の借り入れという相談者も散見されているところでございます。

今後、IR法施行も見据えて、精神福祉保健センターとのさらなる連携強化も図っていきたいと考えておるところでございます。

多重債務相談にも絡んでくるのですけれども、広報・啓発活動ということで、金融リテラシー関係で、大学への広報に当財務事務所としては力を入れているところでございます。

金融リテラシー向上の観点から、学生が被害者、時には加害者にもなり得るということで、当局のほうから講師派遣による金融・経済教育の講義に取り組んでおりまして、昨年度、28年度は2大学、1高専、1高校で単発の講義を実施させていただきました。

今年度は、昨年と同じところに加えて、新規に3大学での実施が決まっております、既に1大学は4月に実施済みでございます。

今までは単発のものだったのですけれども、さらに今年度につきましては、通期の寄附講座を東京都財務事務所ということではなくて、関東財務局ということになるのですが、東洋大学、早稲田大学で、現在、実施中という状況でございます。

講義内容につきましては、大学側さんから、こういう話をしてくださいというようなことで、いろいろな要望になるべく応えたいということで、手前どもの事務所だけではカバーがなかなか難しいものにつきましては、税務署さんとか年金事務所さんとコラボして実施しておるという状況にありまして、さらに弁護士会さんとか全銀協さん、労働局さんにも何かお互いに連携してできませんかということで声をおかけしているところでございます。多重債務問題対策協議会の委員である八王子市さんとの関係なのですけれども、八王子市というのは市内25大学等を対象とした産学官の連携組織、大学コンソーシアム八王子というものを構築しておるようでございます。

先ほど大学への広報云々という話をさせていただきましたけれども、その絡みもありまして、大学コンソーシアム八王子さんと連携を深めるべく、今、準備をしております、実際、今月、会議が開催されるということで、手前どもの広報担当者が出席して、先ほどの金融リテラシー関係の話等を説明させていただくということになっております。

私からは以上でございます。

○山巻部会長 ありがとうございます。

ただいまのお話につきまして、御意見、御質問等いかがでしょうか。

大学はリテラシーの向上もあるでしょうけれども、学生ローンの問題。今、まさに在学生が困っていたり、卒業直後の子たちが、自分の稼ぎとの関係で返せなくなったりというのをよく聞きますけれども、そんなことも反映して大学との関係を強めていらっしゃるのですか。

○平藤代理委員 そうですね。今は奨学金を借りている学生が5割くらいになるのでしょうか。ですので、そういうこともあって、大学等に講座をお願いしているとか、こういうことができますということで提案しているという状況でございます。

○山巻部会長 寄附講座はすごいですね。

○平藤代理委員 実際、東京事務所にも都内大学卒業の若い人がいるのですけれども、OB・OGが、当時のゼミの先生とかに、こういうことを東京事務所でやっていますというような形で話を持っていったところ、寄附講座の獲得までに至ったという流れになります。

○山巻部会長 ありがとうございます。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 それに関連して、手前ども、クレサラ被害者連絡協議会のほうからもちょっと報告があります。

いわゆる総量規制対象に銀行がなっていないということで、我々としては銀行も総量規制の対象にするという申し入れをしていますが、どこかで昔聞いたような抗弁で、いわゆる利便性があるのだということで、まだ至っていません。

それから、これはアンケートとかそういうことで、百聞は一見にしかずで、25日と月末にATMに行けば、どういう状況かすぐにわかります。公務員の方はもっと早いのですが、普通の民間は25日なので、25日のATMは混みますね。そこに並んでいる方の雰囲気と、それから、月末のATMはもっと混みます。そこに並んでいる方、要するに銀行の返済ですが、雰囲気ははっきりと違います。

○山巻部会長 給料をおろす人たちと返済をする人たち。

○鈴木委員 そうです。銀行ローンを借りて返済に困っている人たちと、並んでいる方の雰囲気ははっきり違いますので、百聞は一見にしかずで。

中には赤ちゃんをおぶって並んでいる方もいて、見ると気の毒になってしまいますね。

やはり総量規制に入れてもらうしか、救う道はないと私どもは考えております。

○山巻部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、寺澤委員、お願いします。

○寺澤委員 それでは「東京都の貸金業対策の状況について」、資料4に基づきまして御報告させていただきます。

東京都の登録事業者の推移でございますが、28年度につきましては566件という状況になっております。平成14年のピーク時の8%程度といったところまで減ってきてございます。

26～28年度と大体500台後半で推移して、若干減ってはおりますけれども、大体570前後で推移しています。

次に行政処分の件数でございます。

今年度につきましては、行政処分の総件数としては19件です。昨年度は9件ということで、ふえているところではございますが、こちらにつきましては業務改善命令を積極的に活用した結果でございます。

法律の中で定められております業務改善命令を有効活用しているといった状況でございます。

取消し処分が昨年度ゼロということなのですが、手口が複雑化、巧妙化しており、以前のような単純な高金利事案も少なくなっている状況です。引き続き、預金者、資金需要者保護の観点から処分しなければならない業者が依然として存在していることに変わりはありません。

業務改善命令も昨年度から有効活用しながら、引き続き厳正な処分をもって臨む。処分した業者に対しては、次にまた同種のような状況があれば、より重い行政処分をもって臨むといった姿勢で現在取組んでおります。そういったことから、昨年度は行政処分がふえているといった状況でございます。

内容としましては、停止処分につきましては受取証書の交付違反とか、個人情報情報の提供義務違反で停止処分をしてございます。

業務改善命令は、業務報告書の提出義務違反とか、変更届け出の義務違反といったことで、業務改善命令をしているところでございます。

貸金業対策課に寄せられております苦情・相談でございますが、こちらにつきましては



引き続き減少傾向ではございますが、一昨年度に比べれば少し減少傾向は落ちついてきているといった状況でございます。

貸金業の登録の有無に関する照会が全体の6割ということで、具体的には無登録があるかどうか、闇金かどうかといった問い合わせが、引き続き多いといった状況になってございます。そのうち約9割が無登録業者であったといった状況になってございます。

苦情・相談内容につきましては、例年、保証金詐欺に関するもの、契約内容に関するもの、金利に関するもの等が多かったですが、昨年につきましては若干その中の入り繰りはございますが、債務整理が一番多かったといった状況でございます。

保証金詐欺につきましては、昨年度もそれなりの件数が来ておりまして、相変わらず借りる前に保証金を入れてくれという話があって、先にお金を振り込んでしまったといった内容、それから、金利に関しては上限金利に関する問い合わせなどがありました。それについては、法律に定められた内容について、こちらで説明しております。

債務整理に関するものは無料の弁護士相談、司法書士の相談をこちらでやっておりますので、内容を十分聞いた上で、必要な相談を受けられるところにつないでおります。

簡単ではございますが、以上でございます。

○山巻部会長 何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、一応、こちらで用意したものは以上なのですが、突然で申しわけないのですが、警察関係のことも、もし何か御意見なり、こんな感じというのがあれば、三谷室長、いかがですか。

○三谷委員 簡単に、闇金融の検挙事例を一つ御紹介させていただきます。昨今、携帯電話などを使った090金融というのが依然として多くあります。090金融は御存じのとおり、他人名義のインターネットバンキングを利用するなどして、借受人と一切接触をしない手口ですが、それ以外のものとして、個人の経営者や高齢者の方を対象に、手渡しで貸し付けて、手渡しで回収するという借受人と対面をする形での手口も見られているところなんです。

そういった手口を行っていた業者を今年の3月に検挙しましたので、概要を御紹介させていただきます。報道もされたのでご承知の方もいらっしゃると思いますが、本件は小規模事業者を対象にして、最高で法定金利の約4.1倍の利息を保証金等の名目で受領していたという事件で、経営者ら5人を出資法違反で逮捕したものです。

東京都の貸金業対策課から情報提供を受けて捜査を開始しました。

被疑者らは、昨今の闇金融では珍しく登録業者で、東京都中央区の日本橋に事務所を構えて稼働をしていました。もちろん今は廃業届を提出して、貸金業登録は抹消されております。

勧誘方法はインターネットのホームページが主で、ほかには過去に返済実績のある客に対して、メール、ファックスといったもので勧誘することもありました。

貸し付けの方法ですが、インターネットのホームページなどを見て連絡をしてきて融資を希望する借受人の方に対して、東京都の事務所に、印鑑証明などの必要な書類を持参の上来店させます。

借受人と面談をして、会社の経営状況や融資希望額を聞いた後に、「あなたの会社の経営状況だと融資の条件としては保証人が必要です。保証人がいなければ保証金が必要です。保証金を納めなければ融資の貸し付けはできませんがどうしますか。」という話に持っていきます。

当然、借受人は資金繰りに困っている小規模事業者の方が大半でしたので、ほとんどの方が了承せざるを得ない状況でした。

そして、法定利率の範囲内の契約書を作成し、その契約書に記載した貸し付け金額を一旦そのまま手渡しますが手渡した後、保証金ということで、貸付金の10～35%を徴収します。そのとき、借受人が領収書をくださいと言っても、それには応じず、保証金の受取に関する書類は一切残さないようにしていました。

後日、借受人からお金を回収するのですが、それは契約書上の元利金と法定の利率内の利息を回収します。これは手渡しするときもあれば口座振り込みによる場合もありますが、完済しても保証金は返還されません。

つまり、表面上の書面だけ見ると適法な利息の契約内容で、保証金名目で徴収した違法な利息の部分については書面に残っていないという状況でした。

捜査は困難を極め、時間もかかったのですが、鋭意捜査を進めました結果、3月末に5人とも起訴されるに至りました。

090金融だけでなく、それ以外の闇金融も取り締まりを免れるため、徹底した隠蔽工作を行っているのが現状です。

今回は、東京都からの情報をもとに捜査を始めたわけですが、今後も各種情報を有効に活用して、悪質な闇金融事犯の取り締まりを強力に推進していきたいと考えております。

○山巻部会長 ありがとうございます。

何か御意見とか御質問はございますか。なかなか言えることと言えないこととあるでしょうから、かなり詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。

私どもも本当にいつもお世話になっております。連携というか、情報の共有をしながら役に立っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

川目代理委員から何かございますでしょうか。

○川目代理委員 新たな情報はないのですけれども、私どもは貸金業からの暴力団の排除の観点からやらせていただいております、貴局の貸金業対策課さんとの間で、貸金業の登録ですとか、新規登録とか更新時の照会を受けているところでございます。

例年、新規登録と更新等を含めまして件数自体はそんなに変わらないのですけれども、役員といった主立ったところから暴力団員等に該当する人物が出るのが難しくしていくのが難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

○山巻部会長 ありがとうございます。

最初のところから含めまして、全体を通して何か御意見とか御質問、御感想があればお願いいたします。

よろしゅうございますか。

特にこれ以上ないようでしたら、本日予定しておりました議事は以上でございますので、そろそろ終わりにしたいと思います。

事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 本日は委員の皆様におかれましては、お時間いただきまして、どうもありがとうございました。

貸金業部会につきましては、年度内にあと1回程度、開催を予定しています。

日程につきましては、改めて皆様方に御連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成29年度第1回「東京都多重債務問題対策協議会 貸金業部会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時21分閉会